

大熊町・双葉町の復興等  
に向けた重点要望について  
(要望書)

令和7年8月

大熊町長 吉田 淳      双葉町長 伊澤 史朗

大熊町議会議長 仲野 剛      双葉町議会議長 岩本 久人

大熊町では、震災以降、多くの皆様からの温かいご支援の下、復興に向けた取組が一つ一つ実を結んでおります。平成31年4月に避難指示が解除された大川原地区においては、復興拠点の整備などが着実に進展しているほか、令和4年6月に避難指示が解除された特定復興再生拠点区域においては、今年3月にJR大野駅西口の施設がグランドオープンを迎えるなど、ふるさとの復興・再生に弾みを付けようとしています。その一方で、未だ町土の約半分が帰還困難区域となっており、多くの町民が避難生活を余儀なくされ、町民9,899名のうち、町内居住者は1,052名（令和7年7月末現在）にとどまっています。

双葉町は、令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現し、東日本大震災から約11年半を経てふるさとに帰還することが出来ました。しかしながら帰還・居住が可能となったエリアは町域の約15%にとどまり、残りの約85%は未だに帰還困難区域のままとなっています。また、避難の長期化により、避難先での生活が定着しているため、避難指示解除から3年が経過しようとしている現在の町内居住者は192名（令和7年8月現在）にとどまり、約6,400名（令和7年6月現在）もの町民がふるさとを逃れての生活を余儀なくされている厳しい状況に置かれています。

特定復興再生拠点区域外（以下、「拠点区域外」という。）につきましては、「2020年代をかけて、帰還意向のある住民

が帰還できるよう避難指示解除の取組を進めていく」との政府方針のもと、令和5年6月に「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されました。われわれ二町（以下、「両町」という。）は、本制度を活用して町内の一部を特定帰還居住区域に設定しており、区域内では既に除染が実施されておりますが、町内全域の除染・避難指示解除に向けた見通しは未だ示されておらず、今後も長く険しい道のりが続くことが予想されます。

また、両町は、過酷な事故を起こした福島第一原子力発電所の立地自治体であり、30～40年かかるとされる廃炉作業や、苦渋の決断による中間貯蔵施設の受け入れ、ALPS処理水の海洋放出に伴う新たな風評被害の懸念など、他の被災自治体と比べて非常に厳しい状況に置かれ、復興のステージが大きく異なっています。

両町といたしましては、地震・津波に原子力災害などが加わったこの難局を、今後も全力で乗り越えていかななくてはなりません。そのため、第3期復興・創生期間においては、これまで以上に力強い取組が必要となりますので、国におかれましても、両町が置かれた特殊かつ厳しい状況をご理解いただいた上で、国の責任として、原子力災害被災地域の復興・再生により一層の御尽力をいただきますよう、特に次の事項について要望いたします。

## 1. 拠点区域外の避難指示解除に向けた取組の実施

### 【復興庁、経済産業省（原子力災害現地対策本部）、環境省】

- 政府方針に基づき、希望する住民が一日も早く帰還できるよう、特定帰還居住区域の早期の避難指示解除に向けて十分に必要な予算を確保し、除染や家屋解体に取り組むこと。また、帰還意向の把握に際しては、判断に時間を要する住民にも配慮して継続的かつ複数回行うこと。併せて、日常生活に必要な範囲については、住民の意向を丁寧にくみ取り、地元自治体と緊密に連携した上で、それぞれの生活に即して幅広く認定するとともに、より広範囲な面的除染を目指すこと。
- 帰還困難区域には、依然として空間線量率が毎時  $20\ \mu\text{Sv}$  超の高線量箇所も多く残されていることから、除染にあたっては、現在の除染関係ガイドラインの手法に固執することなく、除染範囲の拡大や繰り返しのフォローアップ除染も含め、地元自治体と十分に協議し、効果的な線量低減を図ること。
- 拠点区域外には、営農再開とともに、生きがいのための農業再開を目指す住民もいることから、農地を有効に利用できるように具体的な方針・工程を速やかに示すこと。
- 両町の上水道の整備は双葉地方水道企業団が行っているが、水道設備等の整備を進める上で資金面のみならず、同時期に必要な施工業者を確保することが難しいなどの課題があるため、早期の避難指示解除に向けて必要なインフラ整備が進む

よう、事業者支援を含め、実効性のある支援を検討し実施すること。

- 拠点区域外の建物については荒廃が進んでおり、所有者からは「自宅が朽ちていく様を見ていられないので解体してほしい」、「いつまで除染・解体を待てばよいのか」等、悲痛な声が寄せられている。また、荒廃した土地・家屋が残ることで一時立入り時の被ばく線量の累積、管理不全家屋での火災や延焼<sup>えんしょう</sup>、災害発生時の放射性物質の流出、治安の悪化、野生動物の生息地拡大等、多くのリスクを抱えている。さらに、家屋等の除染・解体が具体化していないことで、周囲の土地利用を検討できず復興の妨げとなっている。こうした住民の声や厳しい現状を踏まえ、すぐには帰還意向を示すことができない住民の土地・家屋等の扱いについて、地元と丁寧に協議を重ねた上で施策の検討を進め、速やかに方針を示すこと。
- 帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた見通しや取組の方針を早急かつ具体的に示し、除染やインフラ復旧等、帰還に向けた必要な施策に全力で取り組むこと。
- 『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和7年6月20日)』で新たに示された「帰還困難区域での活動の自由化」等については、帰還困難区域内の森林整備の再開などが期待されるが、放射線防護はもとより、防災・防犯・有害鳥獣対策なども万全に行うなど、町民の安全・安心の確保を大前提に検討を進めること。

## 2. 復興のスタートに立つ両町への重点的サポート

### 【復興庁、経済産業省】

- 第2期復興・創生期間以降も、全ての被災地が復興を成し遂げられるまで、震災復興特別交付税措置や普通交付税の人口特例措置を継続するとともに、福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金、福島生活環境整備・帰還再生加速事業、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（企業立地補助金）、原子力被災事業者事業再開等支援補助金、創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金や税制特例等の支援制度を継続すること。中でも、企業立地補助金は、働く場を確保するための有用な支援ツールであり、雇用要件や経済要件の改善を検討し、地域の実情を踏まえた適切な制度運用を行うこと。
- 特に、長期避難を強いられた自治体において時間の経過により制度面・財政面で差が生じることがないように、近年の物価高騰の影響なども踏まえた上で、「自治体負担導入」や「事業の絞り込み」といった予算削減を前提とするのではなく、十分かつ中長期にわたる財源の確保及び弾力的な運用を継続して行うこと。
- 復興特区税制が令和7年度の適用期限を迎えた後も、両町の産業集積の形成及び活性化を促進する観点から、必要な税制特例を検討するとともに、福島特措法税制のうち令和7年度

末に適用期限を迎えるもの及び令和8年度末に適用期限を迎える東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例について、延長を含めて検討すること。

- 長期避難を余儀なくされた両町では、住宅の荒廃が進んでおり、住民が帰還するためには自宅の新築、あるいは大規模な改修が必要となる。また、復興拠点の整備等が進む中で移住希望者が増加しつつあるが、既存の民間賃貸住宅が荒廃し解体されたことで大幅な住宅不足となっており、移住ニーズに十分対応できていない状況である。このため、両町では帰還に向けた住宅取得や改修、さらには民間賃貸住宅の新築等に対し独自の支援を実施しているが、帰還・移住の促進は両町の復興を進めるために必要不可欠であることから、国においても、住まいの確保への支援や民間事業者の参入促進等、多様な住宅ニーズに応じた支援を拡充すること。
- また、営農再開に向けては、営農再開面積の割合が非常に低い数値であり、未だ避難指示解除がなされていない地域もあるなど、依然として大変厳しい状況が続いている。営農再開には農業水利施設、ため池、農業用施設の復旧・整備に加え、農業用水路の維持管理や担い手確保といった課題への対応が不可欠であることから、避難指示解除後の営農再開も見据えた中長期的な支援策の継続と、地元や関係機関と連携しながらハード・ソフト両面での取組を進めること。

- 福島国際研究教育機構（F-REI）について、そのミッションは「福島や世界の課題解決を現実のものとするため、研究開発を行うのみならず、研究成果の社会実装・産業化や人材育成についてもその主要な業務として取り組む」とあることから、地域全体に裨益<sup>ひえき</sup>するように運営を行うこと。
- 原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域の復興には、新たな研究・産業拠点を地域全体で戦略的に整備していくことが重要である。今年6月に改定された「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」に基づき、地元企業や地域で暮らす住民にも裨益<sup>ひえき</sup>するように、福島イノベーション・コースト構想の地域への定着を図るとともに、その実現に向けた取組を中長期的に推進すること。
- 両町は、原子力災害という特殊性により、今後も長期的な復興業務への取組を求められる。特に土木・建築系の技術職員、保健師などの専門職員が不足しているため、職員派遣制度を継続すること。
- 双葉地域における中核的病院については、公立大学法人福島県立医科大学の附属病院として整備されることが決定しているが、幅広い医療ニーズに対応する中核的病院の開業による医療体制の確保は、両町のみならず双葉郡全体における一層の復興に不可欠であることから、早期開業が可能となるよう整備及び医療従事者の確保等に向けての支援を行うこと。

### 3. 福島第一原子力発電所の廃炉を担う東京電力への監督・指導

#### 【経済産業省、環境省】

- 東京電力には福島第一原子力発電所の廃炉作業を安全かつ着実に完遂する責任がある。廃炉は、両町はもとより被災地復興の大前提であることから、国は、原子力政策を推進してきた責任も踏まえ、廃炉の実現に向けて総力を挙げて取り組むとともに、中長期ロードマップ等に基づき廃炉作業が安全かつ着実に実施されるよう、東京電力の監督・指導を徹底すること。
- 特に、福島第一原子力発電所で発生した作業時における放射性物質の被ばく事象や廃液漏洩<sup>ろうえい</sup>などの不適切事案を受け総点検した結果、約7割の作業で改善が必要だったことを踏まえ、再発防止に向け不断の努力を続けるよう東京電力を適切に指導すること。
- 中長期ロードマップに処理・処分方法が明記されていない使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、国の責任において処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。
- 中間指針第五次追補を踏まえた賠償はもとより、被害者それぞれの立場に立った賠償が迅速かつ柔軟になされるよう、東京電力を適切に指導すること。

- ALPS 処理水については、海洋放出の実施主体である東京電力に対し、国際基準、関係法令等の厳守を徹底するよう監督すること。また、海洋放出後の海域モニタリング結果の比較ができるよう確実にモニタリングを行うこと。そして、得られた結果は、海洋放出を決定した主体として責任を持って、科学的根拠に基づく情報発信を国内外に丁寧に行い、国民・国際社会の理解醸成に取り組むこと。
- 復興の妨げとなる新たな風評を発生させないという強い決意の下、万全な風評対策を講じるとともに、将来に向けた実効性のある事業者支援策等に取り組むこと。
- あらゆる取組を行ってもなお、風評影響が生じた場合には、農林水産物の一時的買取・保管の対策等を機動的に行うこと。また、東京電力に対し、賠償枠組みなどについて被害者に寄り添ったものとなるよう責任を持って指導すること。

## 4. 中間貯蔵施設の安全管理及び最終処分場等の確保

### 【環境省】

- 両町は、福島県内各地における除染で発生した除去土壌等を安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設を苦渋の決断で受け入れている。帰還困難区域を除く除去土壌等の運搬はおおむね完了しているが、今後も特定帰還居住区域の除染に伴う除去土壌等の運搬が行われることから、引き続き除去土壌等の運搬・貯蔵を事故なく確実に実施すること。また、中間貯蔵施設区域内の防犯・防火についても必要な対策を講じること。
- 令和7年3月に公表された「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方」において、「令和7年度以降は、県外最終処分の実現に向けて、「復興再生利用の推進」「最終処分の方向性の検討」「全国的な理解の醸成等」を3本柱として取組を進めていく」とされている。国は、具体的な方針や工程等を速やかに明示し、政府一丸となって県外最終処分に向けた取組を着実に実施すること。
- 特に、県外最終処分に向けて、2045年3月の期限まで残り20年を切る中で、未だに全国的な理解が醸成されているとは言えず、強い危機感を抱いている。県外最終処分に係る経緯や必要性に関して、情報発信する対象・内容・方法をさらに充実させて、理解醸成を図ること。

- また、復興再生利用について、政府が率先・先行して官邸において利用したことは一定の前進と受け止めるが、県外最終処分の実現に向けては、更なる再生利用の推進が重要である。今後の 20 年が正念場であるとの認識のもと、政府一丸となって、再生利用先の創出や最終処分地の選定等を着実に進めること。



(本件事務取扱)

大熊町役場 企画調整課 課長 幾橋 功

電話：0240-23-7584

住所：福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717

双葉町役場 復興推進課 主幹 菊地 駿志

電話：0240-33-0127

住所：福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4